

多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会
審査結果報告書（閲覧用）

選定された団体以外の団体名については、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため、伏してあります。

令和元年9月17日

多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会

審査結果の報告にあたって

本選定委員会は、多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園（武道館、陸上競技場を含む）の指定管理者の候補者の選定を行うために設置され、令和元年7月1日の第1回委員会を皮切りに、その後3回の委員会にわたって審査を重ねてきました。その結果をとりまとめましたので、ここに報告いたします。

本選定委員会の6名の委員は、「多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会設置要綱」第1条に規定する「多摩市立総合体育館等における指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行う」という目的を果たすべく、一致協力しながら、公平かつ公正な審査を心がけてきました。

この審査結果が、今後、多摩市にて進められる指定管理者候補者の決定、協定書の締結等の手続きにおいて、十分に活かされることを期待します。

令和元年9月17日

多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会

委員長 松本 暢子

多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会審査結果報告書

目次

1. 審議経過について	1
2. 審査対象団体について	2
3. 審査結果について	2
4. 委員会意見	5

【添付資料】

資料 1 多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会設置要綱

資料 2 多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会委員名簿

1 審議経過について

回数	日時 場所	会議内容
第1回	令和元年7月1日(月) 10時～12時 多摩市役所 特別会議室	(1) 委嘱状の交付 (2) 委員及び職員の紹介 (3) 委員会設置要綱の確認 (4) 委員長及び副委員長の選出 (5) 指定管理者制度について (6) 募集要項について (7) 管理基準について (8) 委員会のスケジュール及び審査方法について
第2回	令和元年8月28日(水) 13時30分～17時 多摩市役所 特別会議室	(1) 応募状況・事前審査結果について (2) プレゼンテーションの進め方について (3) プレゼンテーション及びヒアリング
第3回	令和元年9月10日(火) 18時～20時 多摩市役所 特別会議室	(1) 評価に関する意見交換 (2) 報告書(案)の確認 (3) 審査結果の仮報告
第4回	令和元年9月17日(火) 18時～20時 多摩市役所 401会議室	(1) 委員会審査結果報告書(案)について意見交換及び決定

2 審査対象団体について

本選定委員会は、多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会設置要綱第1条に基づき設置された審査会での、応募団体の事前審査の結果について多摩市から報告を受け、以下の2団体を審査の対象としました。

なお、候補者募集に際して市が実施した現地説明会（令和元年7月12日）に13社が参加し、応募の申請をした団体は2団体であるとの報告を受けました。

団体名称	多摩市健幸スポーツパートナーズ	
代表団体	名称	株式会社フクシ・エンタープライズ
	代表者氏名	代表取締役 福士 昌
	所在地	東京都江東区大島一丁目9番8号
構成団体	名称	株式会社ハリマビシステム
	代表者氏名	代表取締役 鴻 義久
	所在地	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号ランドマークタワー
構成団体	名称	日本体育施設株式会社
	代表者氏名	代表取締役 奥 裕之
	所在地	東京都中野区東中野三丁目20番10号

団体名称	団体A
------	-----

3 審査結果について

審査は、各団体からの提出書類による書類審査、並びに、第2回選定委員会（令和元年8月28日）において実施した各団体からのプレゼンテーション（30分）及び質疑応答（30分）の方法により、「評価表」に基づき実施しました。

評点の集計結果は以下のとおりであり、合計点の高い団体を上位として順位を付すとともに、その順位を選定順位とします。

※満点：300点×6委員＝1800点

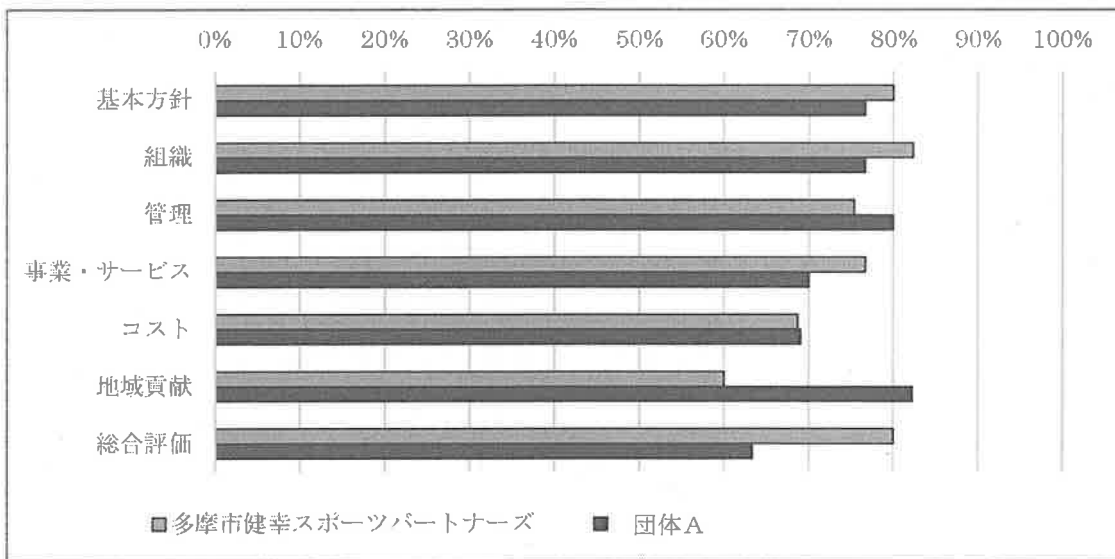
【評点集計結果】

	評点合計	順位
多摩市健幸スポーツパートナーズ	1351	1
団体A	1313	2

【委員別評点集計】

順位	団体名	評点合計 (1800点満点)	評点内訳 (300点満点)					
			委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F
1	多摩市健幸スポーツパートナーズ	1351	202	225	266	241	197	220
2	団体A	1313	182	236	267	221	205	202

【評価区分別得点割合】



【多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園 評価表】

評価区分		No.	評価項目	配点	多摩市健康スポーツパートナーズ		団体A	
方針 針本	管理運営方針	1	管理運営方針が施設の設定目的に合致したものととなっているか。	60	48	48	46	46
	組 織	2	施設全体の管理運営を行うための職員体制、勤務ローテーション体制、研修体制が整っているか。	300	108	247	92	230
3		地域の人材・障がい者及び高齢者など広く雇用の機会に配慮しているか。						
4		経営基盤が安定しており、良好な経営状況であるか。						
5		総合体育館、体育施設（野球場・球技場・庭球場・大谷戸公園キャンプ練習場）、公園、武道館及び陸上競技場と同種の施設管理運営業務の実績があるか。						
管 理	6	日常の施設設備の維持管理方法が明確であり、安全・安定的な管理運営が可能か。	300	72	226	75	240	
	7	安全で快適な利用のための、環境・衛生管理及び省エネルギー対策が行えるか。						
	8	事故・緊急時等の対応が考えられているか。						
	9	労働関係法令、関係法令・条例等遵守や個人情報保護や情報公開の取り扱いについて積極的な対応を行っているか。						
	10	利用者等の特定化など偏りがなく公平な施設利用に配慮しているか。						
事 業 ・ サ ー ビ ス	11	健康増進及び継続したスポーツ活動を支援する工夫が提案されているか。	360	44	276	42	252	
	12	多摩東公園や総合体育館レストランコーナーなどの施設を有効に活用される提案となっているか。						
	13	利用者の意見、要望等を集め、サービスの向上、苦情対応など、利用者の満足度向上が図られる提案となっているか。						
	14	施設利用者の増加、施設稼働率の向上が図られるものとなっているか。						
	15	個人開放と一般利用及び自主（教室系）事業のバランスは妥当か。						
コ ス ト	16	現実的な経費の積算を行っているか。	300	63	206	63	207	
	17	サービスを低下させずに経費を削減する具体的提案があるか。						
	18	自主財源の確保策が具体的である等、自主事業を含めた費用対効果が十分に期待できるものとなっているか。						
地 域 貢 献	19	市内事業者の活用に対し具体的な提案があるか。	180	76	108	100	148	
	20	事業所または営業所等が市内にあるか。又は、構成団体のいずれかが市内事業者であるか。						
	21	自治体との災害協定・ボランティア活動等の実績があるか。						
総合評価		22	評価項目に無いその他の優れている点や全体のバランスを評価する。	300	240	240	190	190
				1800	1351	1351	1313	1313

4 委員会意見

(1) 評価の視点

評価にあたっては、各委員が専門分野やこれまでの経験等に基づき、様々な視点から意見を述べ、評価項目となっている基本方針、組織、管理、事業・サービス、コスト、地域貢献、総合評価（全体的なバランス等に関する評価項目）について、提案書及びプレゼンテーションをもとに評価を行ったものです。

(2) 意見

以上の評価を踏まえ、本委員会は指定管理者候補者となる団体の選定順位付けを行いました。今回、指定管理者が管理を行う施設は総合体育館、体育施設（野球場、球技場、庭球場、キャンプ練習場）及び多摩東公園（武道館・陸上競技場を含む）となっています。多摩市立総合体育館は年間約20万人の利用がある市民のスポーツ及びレクリエーションの中核施設となっています。体育施設は屋外スポーツに親しむ場として市内20か所に設置されているものです。また、今回、新たに指定管理施設として加わる多摩東公園については、園内に多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場等のスポーツ施設を有する総合スポーツ公園となっており、各種武道競技など様々なスポーツ大会が実施されている施設となっています。これら多くの公共施設の管理運営を行う指定管理者には、各施設について、適切に維持管理を行い、市民が親しみを持って日常的に利用できる施設運営を行うことが求められます。

本委員会にて、各団体について評価を行った結果は委員の間においても3対3で分かれていました。両団体とも指定管理者を担うにあたり十分な能力を備えていたものであり、明確に優位性があったわけではありません。しかしながら、第1順位の指定管理者候補者団体につきましては、構成団体が代表企業のもとに一体的な管理運営を行う組織体制をとることで、多種多様な管理施設を適切に管理運営できる提案となっていること、また、新たに管理対象施設となる多摩東公園について、園内のスポーツ施設と一体となった活用が図られる提案がされるなど、対象施設全体を総合的にバランス良く管理運営する提案がされていたものです。本委員会として、以上のような観点から、公共施設としての安定性、管理運営の確実性等を重視した評価をしたものです。一方で、総合体育館レストランコーナーの有効活用や地元企業の活用及び市民の雇用促進などの地域貢献については、一定の提案があったものの十分と言える内容ではありませんでした。特に、地域貢献や危機管理対応については、課題と認識しつつも、十分な改善提案があったとは言えませんでした。このような点については、課題として、改善策を積極的に検討し、実施していくことが必要であると考えます。

今後、指定管理者候補者団体においては、提案内容を着実に実行し達成すると

ともに、多摩市という地域と一体的となって、市民の財産であるスポーツ施設及び公園の管理運営を行い、多くの市民が健康で幸せを感じる事の出来るまちづくりに寄与されることを期待して、本委員会の意見といたします。

添付資料

資料 1 多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会設置要綱

資料 2 多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会委員名簿

多摩市告示第 2 1 0 号

多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会設置要綱を次のとおり定める。

平成 3 1 年 4 月 2 2 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 1 7 年多摩市規則第 6 1 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、多摩市立総合体育館等における指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）及び多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
（委員会の所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる施設の指定管理者に応募した団体（以下「応募団体」という。）のうち、審査会の事前審査を経て規則第 8 条第 1 項の予定候補者（以下「予定候補者」という。）として選定された団体について、指定管理者の候補者の選定基準に基づき審査し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 多摩市立総合体育館
- (2) 多摩市体育施設
- (3) 多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場
- (4) 多摩市立多摩東公園及び多摩市立多摩東公園内駐車場

（委員会の構成）

第 3 条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 前条各号に掲げる施設の管理運営に関し専門的知識を有する者 4 人以内
- (2) 公募による市民 2 人以内

2 委員は、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(除斥)

第7条 委員は、本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が応募団体の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、指定管理者の候補者に関する審査について、応募団体と個別に接触をしてはならない。

(委員会の会議の非公開及び会議録の作成)

第9条 委員会の会議は、公開しない。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

3 会議録は、審査結果を市長に報告した後、開示する。ただし、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、その該当する部分に限り、非開示とする。

(審査会の所掌事項)

第10条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 応募団体の事前審査に関すること。
- (2) 委員会の審査方法等に関すること。
- (3) 予定候補者の選定に関すること。

(審査会の構成)

第11条 審査会は、次に掲げる者（以下「審査会委員」という。）をもって構成する。

- (1) オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当部長
- (2) 暮らしと文化部スポーツ振興課長
- (3) 環境部長
- (4) 環境部公園緑地課長

(会長)

第12条 審査会に会長を置き、会長は、オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当部長をもって充てる。

2 会長は、審査会を総括する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した審査会委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第13条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 審査会は、審査会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第14条 委員長及び会長は、委員会又は審査会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 委員会及び審査会に関する庶務は、暮らしと文化部スポーツ振興課において処

理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会委員名簿

任期：令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

※区分内50音順、敬称略

	区分	役職	氏名	備考
1	施設の管理運営に関し 専門的知識を有する者		いけうら さとし 池浦 慧	弁護士
2			えびな めぐみ 蝦名 潤	税理士
3		副委員長	せきね まさとし 関根 正敏	大学准教授
4		委員長	まつもと のぶこ 松本 暢子	大学教授
5	公募による市民		あしたか えみこ 足高 恵美子	市民委員 (総合体育館、武道館利用者)
6			まつざわ ともこ 松澤 朋子	市民委員 (多摩東公園、庭球場利用者)